

---

---

# 附 属 资 料

---

---



## 総合計画の補足資料

### 1 下野市財政のすがた

今後の下野市において、総花的な事業展開を脱して真に必要な取り組みに集中するため、中長期的視点に立って財政の見通しを明らかにします。

#### 下野市財政のすがた(一般会計 平成20年度～平成27年度)

(単位：百万円)

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳 入	自主財源	9,791	9,901	10,127	9,732	9,719	9,729	9,736	9,605
	地方税	8,718	8,642	8,635	8,626	8,552	8,545	8,537	8,464
	分担金及び負担金等	775	865	836	808	869	886	845	843
	繰入金	298	394	656	298	298	298	354	298
	依存財源	6,758	8,094	7,673	7,169	7,269	7,145	7,778	7,740
	地方譲与税・交付金等	1,156	1,159	1,135	1,138	1,141	1,144	1,147	1,150
	地方交付税	2,632	2,580	2,556	2,585	2,599	2,597	2,583	2,582
	国・県支出金	1,991	2,272	1,999	1,983	1,880	1,890	1,900	1,910
	地方債	979	2,083	1,983	1,463	1,649	1,514	2,148	2,098
	合計 (A)	16,549	17,995	17,800	16,901	16,988	16,874	17,514	17,345

分担金及び負担金等には、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、繰越金が含まれる。

地方譲与税・交付金等には、地方譲与税、利子割・配当割・株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金が含まれる。

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳 出	義務的経費	7,359	7,267	7,126	7,198	7,224	7,272	7,239	7,032
	人件費	3,528	3,465	3,417	3,377	3,336	3,296	3,257	3,218
	扶助費	1,465	1,480	1,495	1,510	1,524	1,539	1,554	1,569
	公債費	2,366	2,322	2,214	2,311	2,364	2,437	2,428	2,245
	投資的経費	1,998	3,579	3,580	2,494	2,512	2,397	3,090	3,060
	その他の経費	7,192	7,149	7,094	7,209	7,252	7,205	7,185	7,253
	物件費	2,676	2,663	2,650	2,625	2,612	2,599	2,586	2,573
	繰出金	1,941	1,959	1,963	1,968	1,979	2,016	2,004	1,983
	補助費等	2,091	2,101	2,112	2,123	2,134	2,145	2,156	2,167
	その他	484	426	369	493	527	445	439	530
	合計 (B)	16,549	17,995	17,800	16,901	16,988	16,874	17,514	17,345

その他には、維持補修費、投資・出資・貸付金、積立金が含まれる。

## 2 個別計画の策定状況（平成19年10月1日現在）

施策の大綱	計画名	策定状況(担当課)	策定根拠法令等
1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	下野市教育推進計画	H19.3 策定済 (教育総務課)	なし
	下野市スポーツ振興基本計画	H21.3 策定予定 (スポーツ振興課)	スポーツ振興法
2 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	下野農業振興地域整備計画	H18.7 策定済 (産業振興課)	農業振興地域の整備に関する法律
	農業経営基盤の強化に関する基本的な構想	H18.8 策定済 (産業振興課)	農業経営基盤強化促進法
3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	国土利用計画下野市計画	策定中(企画財政課)	国土利用計画法
	下野市幹線道路網整備計画	H21.3 策定予定 (建設課)	なし
	下野市都市計画マスタープラン	H21.3 策定予定 (都市計画課)	都市計画法
	下野市「道の駅」建設計画	H21.3 策定予定 (道の駅準備室)	なし
4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	下野市高齢者保健福祉計画	H18.3 策定済 (高齢福祉課)	介護保険法
	下野市障害者福祉計画	H19.3 策定済 (社会福祉課)	障害者基本法・障害者自立支援法
	下野市地域福祉計画	H21.3 策定予定 (社会福祉課)	社会福祉法
	健康しもつけ21プラン	策定中(健康増進課)	健康増進法
	下野市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)	H22.3 策定予定 (児童福祉課)	次世代育成支援対策推進法
	下野市特定健康診査等実施計画	H20.3 策定予定 (保険年金課)	高齢者医療確保法
5 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	下野市一般廃棄物処理基本計画	H19.3 策定済 (環境課)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	下野市ごみ減量化計画	H19.3 策定済 (環境課)	なし
	下野市地域防災計画	H19.3 策定済(生活課)	なし
	下野市国民保護計画	H19.3 策定済 (生活課)	国民保護法
6 市民と行政の協働による健全なまちづくり	下野市人権教育啓発推進行動計画	H19.3 策定済 (生活課)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
	男女共同参画プラン	策定中(企画財政課)	男女共同参画社会基本法
	下野市地域情報化計画	策定中(企画財政課)	なし
	行政改革大綱 行政改革大綱実施計画 (集中改革プラン)	H19.3 策定済 (企画財政課)	行政改革推進法など
	下野市定員適正化計画	H19.3 策定済 (総務課)	なし
	下野市財政健全化計画	H20.3 策定予定 (企画財政課)	なし

### 3 計画、進行管理の流れ

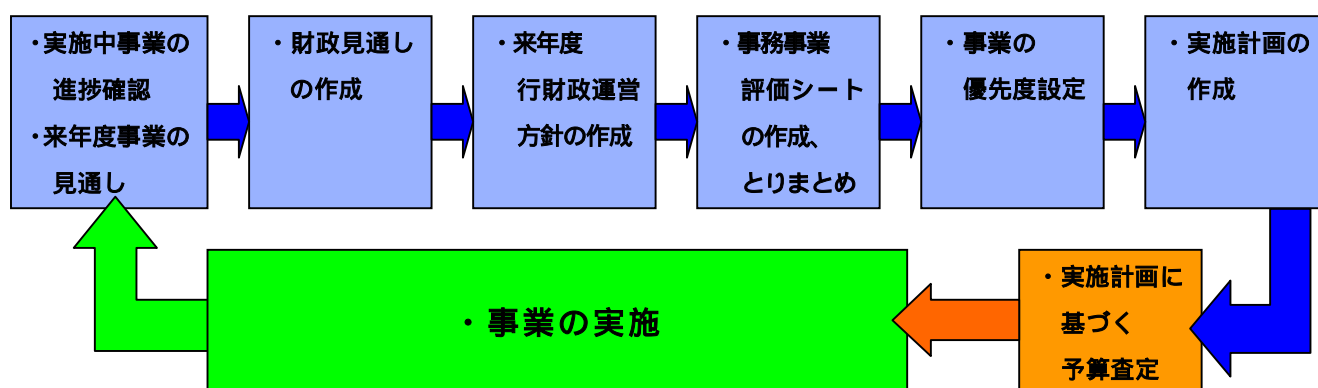
下野市総合計画（基本計画）に記載された事業は、同時に作成される実施計画に位置づけられ、総合計画の進行管理は、毎年度の実施計画の見直しを通じて行われます。その中で、厳しい財政状況に対応した行政運営を行なうために、実効性のある実施計画とする必要があります。

このため、次年度以降の事業の見通しと財政見通しを作成した上で行財政運営方針を明らかにします。これに基づいて事務事業評価（シート記入）を実施して事業の優先度設定を行います。

これに基づいて実施計画を作成し、予算査定にも役立てることによって、厳しい財政状況に対応した行政運営が可能になります。

さらに、次年度の事業実施時点で進捗状況を把握し、これを次の年度の運営方針に役立てることによって、事業の実施から財政を見通し、評価・優先度設定、実施計画、予算査定まで一貫した事業の進行管理（PDCA サイクル）が確立します。

進行管理の流れ



4 事務事業評価シート(例)

下野市事業評価シート

事業番号	-	事業名	-
この事業は市単独事業である	調査年度	平成	年度
この事業は施設整備や基盤整備等の建設事業である	開始年度	平成	年度
この事業は設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行なわれるものである	終了年度	平成	年度
手段 (どのような方法で)	新・単・継	課名	
事業内容 (どのような状態からどのような状態になのか)	グループ名	担当者名	
	根拠法令等	国	
市の関与のあり方 (市は事業主体か他の事業主体の支援か)	県	市	
	款	項	目
経費の内訳を記入	事業量(延長距離・箇所数・利用者数・事業頻度・期間などを記入)		
総事業費	事業量・頻度		
年間想定人件費	-	職員人工数	-
年間事業費フルコスト(事業費+人件費)	-	臨時職員人工数	-
単位:千円	H18	決算	H19
合計	見込	H20	見込
国庫支出金	見込	H21	見込
県支出金	見込	H22	見込
地方債	見込	H23	見込
その他	見込	H24	見込
一般財源	見込	H25	見込
備考			

事業の手段(どのような方法を用いるか)や意図(何を狙っているのか)、市の関与のあり方(事業主体はどこか)などから、各事業の内容を明らかにします。

事業費や事業量などから、その事業がどの程度の規模かを明らかにします。

事業費の詳細(内訳)を明らかにします。

問1)事業の性質

施策分類0	市民に直接の受益をもたらさない行政の内部管理的事業
施策分類1	全市民の生命・財産を守るために必要な事業
施策分類2	市民の疾病や障害、経済的困窮など不利な状況を軽減するために必要な事業
施策分類3	地方自治体が一般に行っている標準的行政サービス
施策分類4	市の将来の発展に向けて必要な投資的的事业
施策分類5	市民の経済的・文化的・精神的豊かさをさらに伸ばす事業

事業の性質の判定: 0, 1~5による判定

企画財政課判定	分類	理由
---------	----	----

事業を取り巻く状況

問2)この事務事業を行わない場合にどのような影響があるか

専門部会判定	必要性(A・B・C)	企画財政課判定	必要性(A・B・C)
--------	------------	---------	------------

問3)この事務事業を来年度行わなければならない理由、もしくは翌々年度以降に遅らせた場合の影響

専門部会判定	緊急性(あり/なし)	企画財政課判定	緊急性(あり/なし)
--------	------------	---------	------------

問4)この事業は民間委託の拡大など、事業手法の見直しの余地はないか

専門部会判定	見直しの余地(あり/なし)	企画財政課判定	見直しの余地(あり/なし)
--------	---------------	---------	---------------

問5)この事業の事業費を削減した場合の影響および対応の方策

削減率	削減した場合の影響	削減された場合の対応
小規模削減(5~20%)の場合		
大幅削減(50%)の場合		

事業を取り巻く状況の判定: ABCDEFによる判定

専門部会判定	熟度・緊急性	理由
企画財政課判定	熟度・緊急性	理由

再評価の必要性

19年度の事業費が5,000千円以上かつ、事業を取り巻く状況に関する専門部会判定と企画財政課判定が異なった場合、自動的に「要」。(事業費予算、専門部会判定、企画財政課判定のうち1つを記入があれば「要」)

第1次判定	第2次判定	第3次判定
-------	-------	-------

事業内容や事業費・事業量などを参考に、「事業の性質」を判定します(施策分類1から5に)

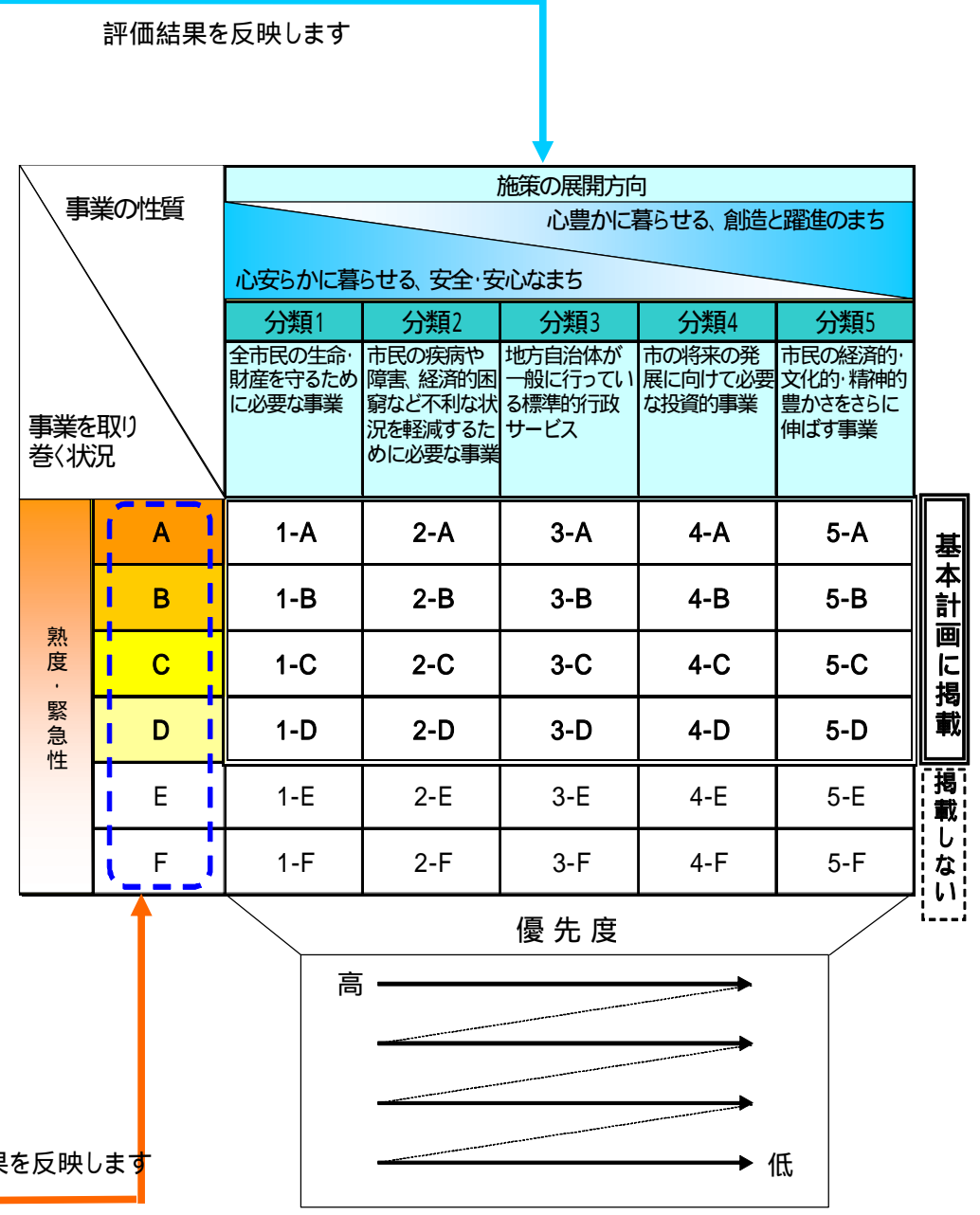
事業費の必要性や緊急性の有無、事業の見直しの余地の有無を明らかにします。

事業費が削減された場合の影響を明らかにします。

事業の必要性や緊急性などから、「事業を取り巻く環境」を判定します。(A~Fに)

「事業を取り巻く環境」について、再評価の必要があるものは、企画財政課で第2次判定、さらに市長(庁議)による第3次判定を行います

下野市が実施する事務事業評価は、これまで同様の「あれもこれも」の事業展開を脱して、「あれかこれか」による事業の選択と集中を行うため、事業の優先度設定を行い、これによる事業の重点化と取捨選択を行うための事業を分類します。  
具体的には「事業の性質」「事業を取り巻く状況」の2つの観点から分類し、優先度の高いものを重点的に実施することを目指すとともに、優先度の低いものについては事業の見直しによって熟度を高めるように誘導しています。  
なお、この優先度設定は、毎年度の実施計画見直しの中で再検討を行っていきます。



評価結果を反映します

# 策定の方針及び経緯

## 1 策定方針

平成 18 年 4 月

### 1) 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化などの進展に加え、地球規模での環境問題の顕在化などは、地域経済や人々の暮らしに大きな影響を及ぼしつつある。

また、地方分権や規制緩和の推進により、自己決定の原則のもと、地方の自主性、自立性を強化することが求められており、個性を活かした誇りの持てるまちづくりを進めることが必要となってきた。

このような中で、今後は、下野市としての個性や資源にさらなる磨きをかけながら、市民と行政の協力や役割分担などといった協働・連携の方策を探り、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが必要である。

したがって、市民一人ひとりとの対話と共感を基調としながら、市民の主体的なまちづくりと市民を主役とした行政の展開をめざし、その基本方向や仕組みを明らかにしていくために、新しく総合計画を定めるものである。

### 2) 基本的な考え方

新しい総合計画の策定にあたっては、下野市のまちづくりの指針にふさわしいものとするため、次に掲げる視点に基づき、計画が市民共有の目標となるよう進めていくものとする。

#### (1) 新市建設計画との整合の視点

合併後の新市が、より豊かで、活力ある新しいまちとなるための指針として、南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会の協議と合意のもとに策定された新市建設計画との整合性を図りながら策定するものとする。

#### 《参考》

##### 新市建設計画

将来像 思いやりと交流で創る新生文化都市

計画期間 平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間

基本目標 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり  
安心して暮らせる健康で明るいまちづくり  
みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり  
豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり  
知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり  
住民と行政の協働による健全なまちづくり

## (2) 少子・高齢化の進行など社会情勢・課題などに対応する視点

少子・高齢化の進行による人口構造変化への対応や生活水準の向上に伴い多様化する価値観への対応など、これまでの成長型社会経済システムから成熟型社会経済システムへの転換が求められている。

また、地方分権一括法の施行をはじめ、市町村合併の推進や国庫補助金の廃止、税源移譲、地方交付税の見直しの三位一体改革など、国と地方のあり方を見直す行財政改革が推進され、地域のことは地域自らが責任をもって決めていく分権型社会が本格化しつつある。

こうした中、新たに策定する総合計画は、社会経済を展望しながら、より魅力的な地域づくりを進めていくための長期的な指針として策定するものとする。

## (3) 市民参画の視点

まちづくりは、行政においてのみ計画し推進するものではなく、市民との対話・協調・協働といった場を実現し、市民の共感を得ながら市民本位の視点に立って進めることが何よりも大切である。そのため、計画策定経過を通じて市民の多様な参加・協働を可能とし、市民と行政の役割分担や施策の優先順位を明確化するなど、市民にわかりやすく、計画そのものが市民のものであるという視点に立った計画づくりを目指すものとする。

## 3) 計画の構成及び期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

### (1) 基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本的理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものである。

計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間とする。

### (2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものである。

計画期間は、前期計画を平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 か年とし、後期計画を平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 か年とする。

### (3) 実施計画

財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業を明らかにするもので、2 年間のローリング方式により作成するものとする。





## 懇話会

構成員	公募による市民等 24 人以内
役 割	総合計画の策定に関する事項について検討を行い、自由に意見を述べていただき、その意見は総合計画の策定の参考とする。

### (3) 市民参加

計画策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民参加に努めるものとする。

審議会委員・懇話会委員の公募

市民アンケート調査の実施

地区別懇談会の開催

パブリックコメントの実施

広報紙・ホームページを通して総合計画に関する情報の積極的な発信

### (4) 関係団体等へのヒアリング

構想、計画の原案を策定するために、市内の関係団体・機関などから幅広い意見を求めるためヒアリングを行う。

## 5) 策定スケジュール

平成 18 年度、19 年度の 2 か年で策定する。

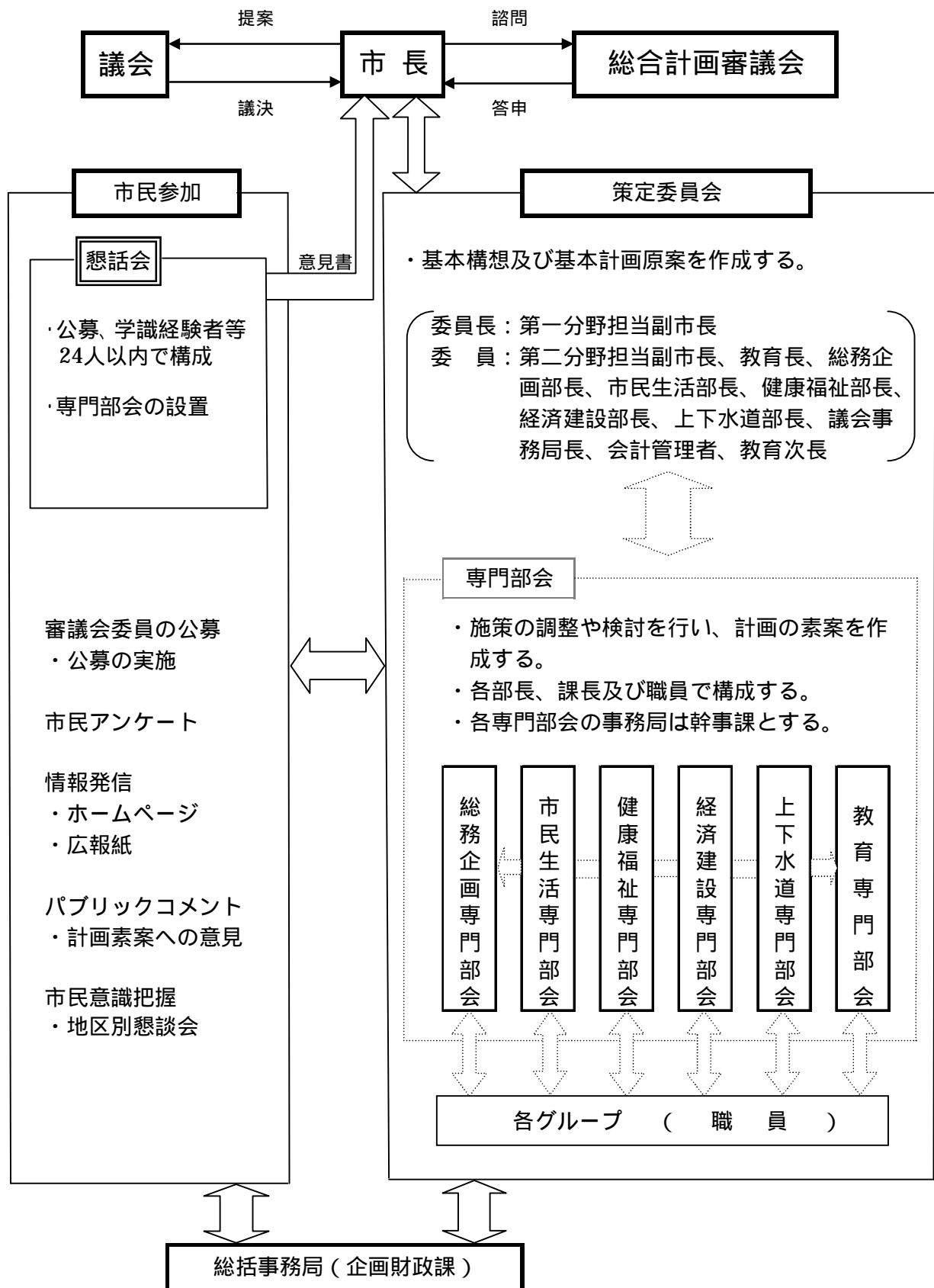
### (1) 平成 18 年度

市民アンケート調査や事務事業の点検などの基礎調査を実施し、基本構想素案を作成する。

### (2) 平成 19 年度

基本構想素案をもとに基本計画を作成し、審議会の答申を受け基本構想の議決を経て、総合計画（基本構想、基本計画）を策定する。

# 下野市総合計画策定体制



## 2 策定経緯

### 1) 審議会の審議経過

開催日時	内 容
平成 18 年 9 月 25 日(月) AM10:00~PM0:00 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 1 回 ・委嘱状交付 ・会長、職務代理選出 ・諮問 ・審議会の運営方法について ・総合計画策定方針について
平成18年10月11日(水) PM1:00~4:30 市内	タウンウォッチング ・市内主要施設を視察
平成 18 年 11 月 15 日(水) AM10:00~PM0:00 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 2 回 ・下野市の現状と課題について ・自由討議(現状と課題を踏まえての討議)
平成 19 年 2 月 9 日(金) PM1:30~3:30 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 3 回 ・下野市総合計画策定に係る市民アンケート結果報告 ・下野市総合計画懇話会の討議経過について(中間報告) ・下野市総合計画基本構想骨子(案)について
平成 19 年 3 月 27 日(火) PM1:30~3:30 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 4 回 ・下野市総合計画策定に係る市民アンケート結果について ・下野市総合計画懇話会の提言書について ・下野市総合計画基本構想(第 1 次素案)について
平成 19 年 4 月 27 日(金) PM1:30~3:30 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 5 回 ・下野市総合計画基本構想(第 2 次素案)について
平成 19 年 8 月 31 日(金) AM10:00~PM0:00 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 6 回 ・下野市総合計画基本計画(素案)について
平成 19 年 9 月 27 日(木) AM10:00~PM0:00 国分寺公民館 大ホール	第 7 回 ・基本計画(第 2 次素案)について ・国土利用計画市町村計画について
平成 19 年 10 月 24 日(水) PM1:00~3:00 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 8 回 ・国土利用計画下野市計画について
平成 19 年 11 月 14 日(水) AM10:00~PM0:00 国分寺庁舎 3 階 304 会議室	第 9 回 ・総合計画基本構想・基本計画の確定について ・答申

## 2) 懇話会の審議経過

開催日時	内容
平成18年9月25日(月) PM2:00～ 国分寺庁舎3階 304会議室	第1回 ・辞令交付 ・委員長、職務代理選出
平成18年10月12日(木) PM1:30～5:00 市内	タウンウォッチング ・市内主要施設を視察
平成18年11月10日(金) PM2:00～ 国分寺庁舎3階 304会議室	第2回 ・自由討議
平成18年12月8日(金) PM1:30～5:00 国分寺庁舎3階 304会議室	第3回 ・グループ討議
平成18年12月22日(金) PM1:30～5:00 国分寺庁舎3階 304会議室	第4回 ・グループ討議
平成19年1月11日(木) PM1:30～5:00 国分寺庁舎2階 201会議室	第5回 ・グループ討議
平成19年1月29日(月) PM1:30～5:00 国分寺庁舎3階 304会議室	第6回 ・グループ討議 ・提言書の取りまとめ開始
平成19年2月5日(月) PM1:30～5:00 旧自治下水組合 会議室	第7回 ・グループ毎のまとめ
平成19年2月13日(火) PM2:00～5:00 国分寺庁舎3階 304会議室	第8回 ・グループ毎の意見の突合せ討議 ・提言書取りまとめ作業
平成19年2月22日(木) PM1:30～5:00 国分寺庁舎3階 304会議室	第9回 ・グループ毎の意見の突合せ討議 ・提言書取りまとめ作業
平成19年3月20日(火) PM3:00～5:00 国分寺庁舎3階 304会議室	第10回 ・提言書提出

# 総合計画審議会

## 1 下野市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 16 日

条例第 199 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な調査及び審議をするため、下野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、22 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 下野市総合計画審議会委員名簿

任期：平成 18 年 9 月 25 日 ~ 答申の日

区 分	役 職	氏 名	備 考
1 号 委 員 ( 議 会 議 員 )		須 藤 勇	下野市議会議員
		伊 澤 剛	下野市議会議員
		野 田 善 一	下野市議会議員
2 号 委 員 ( 教 育 委 員 会 )		伊 澤 敬 一 郎	下野市教育委員会委員長
3 号 委 員 ( 農 業 委 員 会 )		高 田 憲 一	下野市農業委員会会長
4 号 委 員 ( 学 識 経 験 者 )	会 長	中 村 祐 司	宇都宮大学国際学部教授
		早 川 進	南河内商工会副会長
		中 島 一 成	石橋商工会会長
		長 光 博	国分寺商工会会長
		柴 山 征 吉	小山農業協同組合理事
		大 島 昌 弘	宇都宮農業協同組合理事
		倉 井 徳 勇	下野市自治会連絡協議会会長
		小 川 榮 一	下野市身体障害者福祉会会長
		吉 崎 賢 介	自治医科大学事務局長
		関 京 子	下野市女性団体連絡協議会副会長 平成 19 年 8 月 30 日辞職
		加 藤 芳 江	下野市女性団体連絡協議会書記 平成 19 年 8 月 31 日委嘱
	高 山 ト ミ イ	下野市女性団体連絡協議会理事	
5 号 委 員 ( 公 募 )		岡 田 雅 代	公募委員
		近 藤 由 紀 子	公募委員
		大 貫 理	公募委員
		高 山 和 典	公募委員
	職 務 代 理	石 田 文 治	公募委員
		金 子 康 法	公募委員

### 3 諮 問

下企財第152号  
平成18年9月25日

下野市総合計画審議会長 様

下野市長 広瀬 寿雄

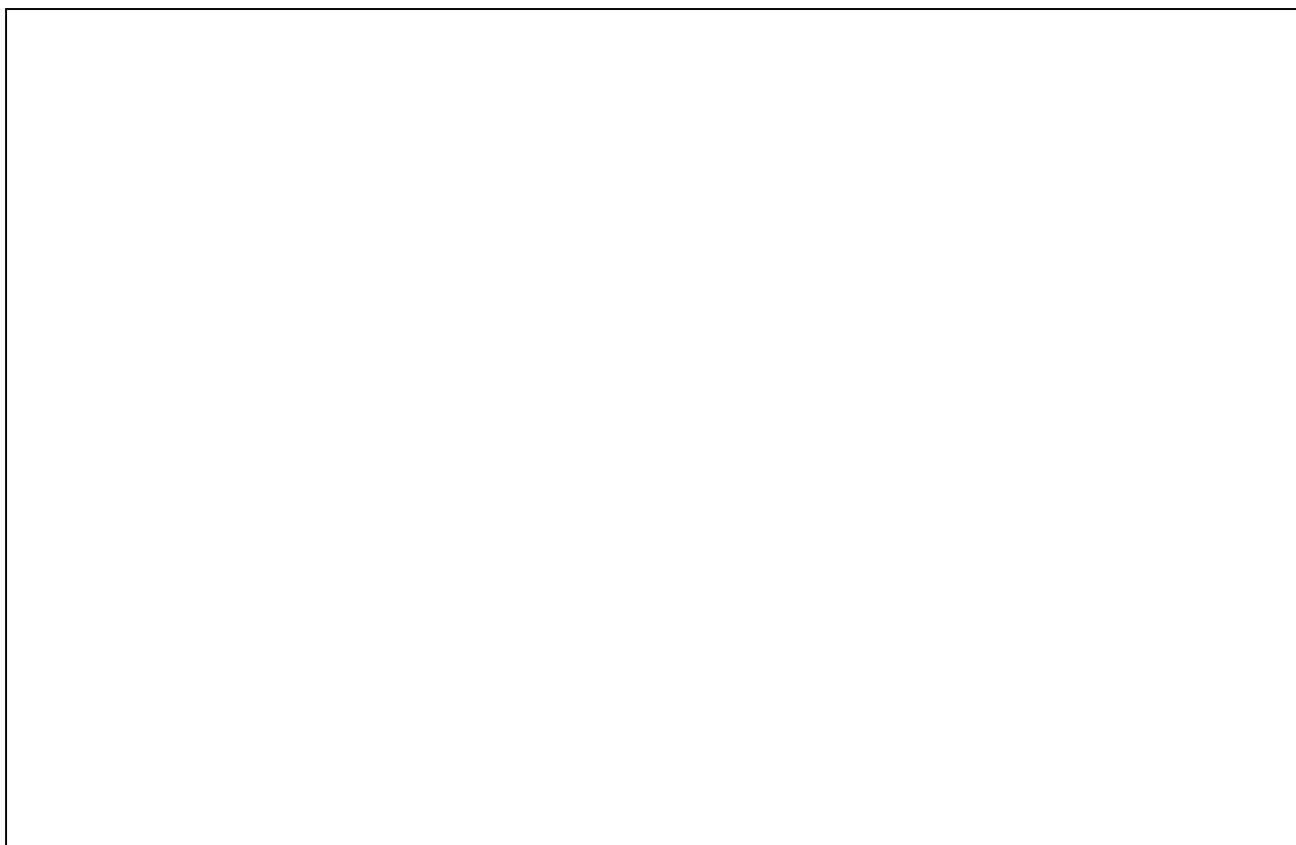
下野市総合計画審議会条例(下野市条例第199号)第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

下野市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画の策定について、合併の経緯を踏まえつつ、市政の課題を着実に解決し、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を図る観点から、貴委員会の調査審議を求めます。



#### 4 答 申



# 懇話会

## 1 下野市総合計画懇話会設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日

告示第 137 号

(設置)

第 1 条 総合計画の策定に関し、広く市民等から意見、提言を求めため、下野市総合計画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 懇話会の委員は、24 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長に意見書を提出する日までとする。

(会長)

第 4 条 懇話会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 懇話会に、専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(報告)

第 7 条 懇話会は、取りまとめた意見及び提言について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 下野市総合計画懇話会委員名簿

任期：平成 18 年 9 月 25 日 ~ 意見書を提出する日  
(平成 18 年 9 月 25 日現在)

区 分	役 職	氏 名	備 考
学 識 経 験 者 (10 名)	会 長	陣 内 雄 次	宇都宮大学教育学部助教授
		竹 中 宏 之	石橋商工会青年部部長
		池 田 栄	下野市認定農業者連絡協議会会長
		倉 井 進	下野市自治会連絡協議会理事
		加 藤 芳 江	下野市ボランティア連絡協議会副会長
		黒 須 基 允	下野市ボランティア連絡協議会会計
		小 川 博	下野市民生委員児童委員協議会会長
		松 本 文 男	下野市 PTA 連絡協議会会長
		中 澤 悦 三	下野市体育協会副会長
		松 本 典 子	下野市女性団体連絡協議会会長
公 募 委 員 (7 名)	職 務 代 理	倉 持 幸 子	公募委員
		岡 部 章 子	公募委員
		小 島 恒 夫	公募委員
		梅 山 文 男	公募委員
		茂 木 正 行	公募委員
		関 口 博 之	公募委員
		上 野 吉 一	公募委員

## 総合計画関連用語集

---

### 1 グローバル(化)(P1)

グローバルは、世界的な、地球規模の、という意味であり、グローバル化とは、世界的な規模で進んでいる、あるいはつながりが深まっていることをいう。

### 2 団塊の世代(P1)

昭和 22～24 年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いことが特徴として挙げられる。

### 3 協議会(P2)

地方自治体の事務の共同処理方式の一つで、次の 3 種類がある。

事務の一部を共同して管理執行するためのもの

事務の管理執行について連絡調整を図るためのもの

広域に渡る総合的な計画を共同して作成するためのもの

### 4 介護保険(P7)

被保険者が要介護状態になった場合に介護費用やサービスを給付することを目的とする保険。(公的介護保険：高齢者などの介護を公的に保障するための社会保険制度。公費及び被保険者の保険料を財源として、被保険者が介護を必要とする状態と認定された場合に、介護サービスや介護費用などの給付を受ける。平成 9 年に介護保険法が成立し、平成 12 年度から導入。)

### 5 名目経済成長率(P9)

日本の経済活動の規模を示す国内総生産(GDP)の名目額の伸び率のこと。一方、実質成長率とは、物価変動の影響を取り除いて調整した GDP の伸び率で、物価が下落していくデフレ局面では、名目成長率は、実質成長率より低くなる。

### 6 審議会(P10)

国の行政機関や地方公共団体(都道府県・市町村など)におかれる付属機関の一種で、一定の事項について調査審議をする合議体の諮問機関のこと。

### 7 リサイクル(P11)

廃棄物や不要なものを再利用すること。近年、廃棄物の処理が大きな問題となっており、リサイクルに関する様々な法律が制定されつつある。

## 8 土地区画整理事業 (P15)

都市計画法に基づく面的整備手法のひとつであり、土地区画整理法に基づき、土地所有者等から一部の土地を提供してもらい(減歩)、道路や公園等の公共用地としての活用や宅地の整形化などを図るもので、市街地の整備や居住環境の向上などを目的とする。

## 9 ユニバーサルデザイン (P15)

社会に障壁(バリア)がないようにはじめから考慮して、いつでも誰でもが使いやすいものとするデザイン。

## 10 コミュニティ (P16)

地域社会。共同体。共同生活体。

## 11 スローフード (P24)

大量生産で簡単に食事ができるファストフード(fast food)と対立する概念で、その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動、または、その食品自体を指す言葉。1986年にイタリア北部の町から「スローフード」運動が始まり、この言葉が広まった。

## 12 まちづくり三法 (P25)

2007年に施行された改正都市計画法と中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の総称であり、大型集客施設の郊外(都市計画区域外)への立地を原則禁止し、市街地中心部の商業地域などに限定することが柱となっている。規制対象には、大型商業施設のほか、飲食店や映画館、アミューズメント施設、展示場、役所庁舎なども含まれる。

## 13 バリアフリー(化)(P25)

社会参加の障壁となる物理的・制度的な環境を改善することにより、全ての人が障害、年齢、性別などの区別によらず、社会参加を可能とすること。

## 14 国民健康保険 (P26)

健康保険法などの適用を受けない一般国民を対象とし、その傷病・出産・死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする社会保険。昭和34年(1959)施行の国民健康保険法によって規定される。国保と略する場合もある。

## 15 地球温暖化 (P27)

大量のエネルギー消費と森林破壊による温室効果ガスの大気中濃度の増加により、地球の平均気温が上昇すること。温暖化が進行すれば、海面上昇による陸地の減少や大雨、干ばつといった異常気象が起りやすいと予測されている。

## 16 広域行政(圏)(P27)

市町村単独では予算や専門的な職員の確保などに限りがあるので、住む人の利便性を高めながら効率的にサービスを提供していくために市町村が協力し、様々な事業を連携して行うこと。広域行政圏は広域行政を実施するために設定された、複数の市町村の集まりを指す。

## 17 NPO(Non Profit Organization) (P28)

民間非営利組織。医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画などの分野における非営利活動を行う民間組織のこと。法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのNPO法(特定非営利活動促進法)が平成10年施行された。

## 18 パブリックコメント(P28)

行政による規制の設定または改廃、事業の実施にあたり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見等をもとに検討後、最終意思決定を行う制度のこと。

## 19 三位一体の改革(P29)

国の関与を縮小し、地方が自由に使える財源を増やすため 国庫補助金の改革、 地方交付税の改革、 税源移譲の3つの改革を一体的に進めようとするもの。

## 20 国庫支出金(P29)

国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称。国庫補助金・国庫負担金・国庫委託金などがある。

## 21 自主財源(P29)

地方公共団体などが、中央政府に依存しないで独立に調達できる財源。地方税のほか、手数料・使用料・寄付金など。

## 22 地方交付税(P29)

全国どこの市町村でも、地方団体が一定の行政水準を保てるよう、国税収入の一部を地方自治体に交付する税で、都道府県・市町村は独自の判断で使える財源。

## 23 PDCA サイクル(P29)

従来の計画(Plan) - 実施(Do)ではなく、計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Action)により、継続的に改革改善を行っていくサイクル。

## 24 行政評価(Performance Measurement) (P29)

行政が実施している業務事業について、目的・対象・手段・意図等を明確にし、事業費や人工数を測定し、また、目的に照らした数値目標の測定などによって、現状の評価分析を行い、今後の改革改善提案を行う、一連の評価プロセスを行うこと。また、政策・施策評価においては、事務事業の優先度・重要度評価も行われる。英語では Performance Measurement といわれ、あくまでも数値目標の達成度合いを測定し、今後の資源配分と経営改善に資するという意味をもつ。

## 25 事務事業 (P29)

事務とは行政に係る申請・交付等の事務ならびに行政内部事務(企画・総務・会計等)を指すものであり、事業とは、教育、福祉等の行政サービスならびに公共工事業(道路・施設の建設等)をいう。

## 26 (市民)満足度(顧客満足度 CS:Customer Satisfaction) (P32)

市民を行政サービスの顧客と捉えた場合、顧客である市民が行政機関の提供するサービスに対してどれくらい満足しているかの度合い。行政においても、(市民)満足度を重視した行政経営の必要性に対する認識が高まっている。

## 27 ライフスタイル (P39)

生涯の生活設計に沿った生活様式のこと。衣食住に限らず、人生観、人とのつきあい方、仕事のやり方、休暇の過ごし方など、全ての生活感覚がまとまって生活様式をつくっている状態。

## 28 トレーサビリティシステム (P44)

履歴追跡・追跡可能性と訳され、食品や医薬品などの原材料の産地やその種別、加工経路、流通経路といった消費者(患者)に至るまでの全履歴を確認できるシステム。

## 29 ビジョン (P45)

将来の見通し、構想、展望、将来像。

## 30 ライフステージ (P58)

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

## 31 生活保護法 (P61)

日本国憲法の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。昭和 25 年(1950)施行。

### 32 児童福祉法 (P61)

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律。昭和 23 年 (1948) 施行。

### 33 地域子育て支援センター (P63)

在宅の乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや遊び場を提供するなど、子育てに関する心配の相談を含め、直接あるいは電話で対応。

### 34 ファミリーサポートセンター (P63)

育児や介護の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。サポートの対象は子どもを持つすべての家庭に広がっている。

### 35 ショートステイ (P64)

市町村による在宅福祉サービスの一つ。在宅介護を受けている高齢者や障害者(被介護者)を、介護者の休養のためなどの理由で福祉施設などが短期間預かる制度。

### 36 GPS(Global Positioning System) (P64)

全地球測位システム。複数の人工衛星からの信号電波を受信して位置を求めるシステム。

### 37 ホームページ (P77)

インターネットにおいて、情報の提供者が情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。文字だけでなく、画像や音声も入れることができる。

### 38 財政力指数 (P79)

地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標。財政力指数が高いほど自主財源(地方公共団体が自ら調達できる財源)の割合が高く、財政力が強いことになる。これが 1 を超えると、普通交付税の交付を受けられない。

### 39 実質公債費比率 (P79)

平成 18 年度からの地方債協議制移行に伴い導入された指標であり、公債費等の財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す。



#### **40 起債制限比率（P79）**

地方債の許可制限に係る指標として、地方債許可方針に規定されたもの。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

#### **41 経常収支比率（P79）**

市町村など自治体の財政規模に占める毎年の経常的（削減が難しい）支出の割合で、財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

#### **42 合併特例債（P79）**

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいておこなう事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のこと。

#### **43 行政改革（P80）**

国や地方公共団体の行政機関について、その組織や運営を内外の変化に適応したものに变えること。組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とする。

